

公 告

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、広島県水道広域連合企業団契約規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第9号）第16条の規定により公告する。

令和7年11月13日

広島県水道広域連合企業団広島水道事務所長 益田 康司

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

広島水道事務所東海田第2ポンプ所で使用する電気

年間使用予定電力量 10,666,228kWh

(2) 調達件名の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間

令和8年3月1日から令和11年2月28日まで

（地方自治法〔昭和22年法律第67号〕第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

(4) 供給場所

広島県安芸郡海田町東海田三ツ城770番地

広島水道事務所東海田第2ポンプ所

(5) 入札方法

3年間の総価で入札に付する。

(6) 入札書の記載方法等

消費税及び地方消費税を含めた金額を入札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含めた金額（1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。）を入札書に記載し、消費税及び地方消費税込みとその右側に括弧書きすること。

(7) その他

上記(1)の使用予定電力量は、令和6年10月から令和7年9月までの使用実績量に基づくものであり、天候等により変動する。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 広島県の「令和7～9年物品・委託役務競争入札参加資格者名簿」における「61I電力供給」の登録を有している者であること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県水道広域連合企業団（以下「水道企業団」という。）の指名除外、又は広島県の指名除外を受けていない者であること。

3 入札参加資格審査の申請手続

(1) 申請期間

令和7年11月13日（木）から令和7年11月28日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律〔昭和23年法律第178号〕に規定する休日〔以下「休日」という。〕を除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時受け付ける。

(2) 申請書の入手先、提出先及び申請に関する問合せ先

〒736-0089 広島市安芸区畠賀町2970番地

広島県水道広域連合企業団広島水道事務所総務課

電話（050）3785-3200

4 入札手続等

(1) 入札説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

〒736-0089 広島市安芸区畠賀町2970番地

広島県水道広域連合企業団広島水道事務所

電話（050）3785-3200

イ 交付期間

令和7年11月13日（木）から令和7年11月28日（金）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、水道企業団ホームページからダウンロードする、又は郵送により請求すること。ただし、郵送による請求の場合は、上記イの期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手を同封すること。

(2) 入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は、入札説明書に明記されている入札参加資格確認申請書及び必要な添付書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

令和7年11月28日（金）午後5時

エ 提出方法

持参、郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成14年法律第99号〕第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準

するものに限る。) 又は電子メールによる。ただし、郵送等又は電子メールによる場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 入札参加資格の確認結果の通知

令和7年12月3日(水)までに通知する。

(3) 入札書の提出先、提出期限及び提出方法

ア 提出先

上記(1)アの場所

イ 提出期限

令和7年12月18日(木)午前10時

ウ 提出方法

持参又は郵送等による。ただし、郵送等による場合は、上記イの期限までに必着することとする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年12月18日(木)午前10時

入札書提出期限経過後直ちに行う。

イ 場所

〒736-0089 広島市安芸区畠賀町2970番地

広島県水道広域連合企業団広島水道事務所2階 会議室

5 落札者の決定方法

(1) 広島県水道広域連合企業団契約規程第19条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(2) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、施行令第167条の9の規定により、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かないとする者(開札に立ち会っていない者を含む。)があるときは、これに代えて、当該入札事務に係る職員にくじを引かせるものとする。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札者に求められる義務

上記4(2)オにより、入札参加資格に適合するとされた者は、封印した入札書を提出期限までに提出しなければならない。

入札者は、契約を担当する職員から入札参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、自己の費用負担のもとでこれに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札に際しての注意事項に違反した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他広島県水道広域連合企業団契約規程第21条各号に該当する入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 契約における特約事項

この入札による契約は、令和8年度以降の当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、広島県水道広域連合企業団広島水道事務所長は、この契約を解除することができるものとする。

(8) その他

入札説明書による。

7 問合せ先

〒736-0089 広島市安芸区畠賀町2970番地

広島県水道広域連合企業団広島水道事務所総務課

電話 (050) 3785-3200 ファクシミリ (082) 827-1217

メールアドレス hs-somu@union.hiroshima-water.lg.jp